

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）新旧対照表
 （昭和37年規則第10号）

改正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">鹿児島県青少年保護育成条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月28日</p> <p style="text-align: right;">規則第10号</p> <p>（有害玩具刃物等）の形状，構造又は機能）</p> <p>第6条 条例第12条第5項第1号に規定する規則で定める形状，構造又は機能は，次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 性器の形状をなし，又は性器に著しく類似する形状を有するもの</p> <p>(2) 性器を包み込み，又は性器に挿入する構造を有するもの</p>	<p style="text-align: center;">鹿児島県青少年保護育成条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月28日</p> <p style="text-align: right;">規則第10号</p> <p>（有害がん具刃物等）の形状，構造又は機能）</p> <p>第6条 条例第12条第5項第1号に規定する規則で定める形状，構造又は機能は，次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 性器の形状をなし，又は性器に著しく類似する形状を有するもの</p> <p>(2) 性器を包み込み，又は性器に挿入する構造を有するもの</p>	<p>文言の整理 （施行日） 公布の日</p>

(昭和37年規則第10号)

改正案	現行	備考
<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第7条 次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ、条例第13条第1項に規定する図書等自動販売機等管理者又は<u>玩具刃物等自動販売機管理者</u>（以下「自動販売機等管理者」と総称する。）となることができない。</p> <p>(1) 未成年者でないこと。</p> <p>(2) 条例第13条第2項及び第15条第1項の規定による義務を直ちに履行することができる区域内に住所を有すること。</p> <p>(3) 前号に掲げる義務の履行に関し、図書等自動販売貸付業者又は<u>玩具刃物等自動販売業者</u>（以下「自動販売貸付業者」と総称する。）から一切の権限を委任されていること。</p>	<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第7条 次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ、条例第13条第1項に規定する図書等自動販売機等管理者又は<u>がん具刃物等自動販売機管理者</u>（以下「自動販売機等管理者」と総称する。）となることができない。</p> <p>(1) 未成年者でないこと。</p> <p>(2) 条例第13条第2項及び第15条第1項の規定による義務を直ちに履行することができる区域内に住所を有すること。</p> <p>(3) 前号に掲げる義務の履行に関し、図書等自動販売貸付業者又は<u>がん具刃物等自動販売業者</u>（以下「自動販売貸付業者」と総称する。）から一切の権限を委任されていること。</p>	<p>文言の整理 (施行日) 公布の日</p>

(昭和37年規則第10号)

改正案	現行	備考
<p>(4) 第2号に掲げる義務を履行することを承諾していること。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第10条 条例第26条の2第8項の規定による公表は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 条例第26条の2第7項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 公表の理由</p> <p>(3) 勧告の内容</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>(4) 第2号に掲げる義務を履行することを承諾していること。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第10条 条例第26条の2第7項の規定による公表は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 条例第26条の2第6項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 公表の理由</p> <p>(3) 勧告の内容</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>改正条例に係る条文のずれを反映</p> <p>(施行日)</p> <p>公布の日</p>

新 旧 対 照 表

題 名 (制定年・法令番号)	○鹿児島県青少年保護育成条例施行規則 昭和37年2月28日 規則第10号 改正 昭和37年10月29日規則第99号 平成12年3月28日規則第16号 昭和48年12月10日規則第79号 平成13年3月27日規則第15号 昭和54年5月1日規則第33号の2 平成14年3月29日規則第11号 昭和58年3月23日規則第18号 平成15年3月28日規則第34号 昭和59年4月28日規則第48号 平成17年3月25日規則第33号 昭和60年1月28日規則第1号 平成19年3月20日規則第10号 昭和61年3月31日規則第27号 平成19年3月30日規則第43号 平成3年3月29日規則第16号 平成21年3月27日規則第15号 平成4年5月1日規則第35号 平成28年3月25日規則第11号 平成6年6月10日規則第38号 平成31年3月29日規則第28号 平成8年3月29日規則第32号 令和6年3月26日規則第7号 平成8年12月25日規則第89号
改正の内容	・ 青少年の定義改正に伴う別記様式の改正 ・ 平仮名表記から常用漢字表の表記へ改めることに伴う別記様式の改正
担 当 課	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課 担当者氏名 菊永 賢志 内線番号 2557

- 注1 「題名(制定年・法令番号)」の部分は、「鹿児島県例規集」(茶色表紙)のコピー(等倍)を切り貼りすること(ワープロ打ち不可)。
- 2 「現行」の部分は、改正される条の全部(見出し及び改正履歴を含む。)について、「鹿児島県例規集」(茶色表紙)のコピー(等倍)を切り貼りすること(ワープロ打ち不可)。
- 3 その他新旧対照表の作成に当たっては、「新旧対照表の作成要領」を参照すること(職コミの文書管理「0300 学事法制課/0200 法制・訟務関係/法制01 条例等の制定・改廃/04 新旧対照表の作成について/02 新旧対照表の作成要領」に掲載)。

改 正 案

別記第1号様式(第3条関係)

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年を立ち入らせることが禁止されておりますので、 18歳未満の方の立入りをお断りいたします。

注 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦30センチメートル以上、横70センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦70センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

現 行	備 考 (改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)
<p>別記第1号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年を立ち入らせることが禁止されておりますので、<u>6歳以上18歳未満</u>の方の立入りをお断りいたします。</p> </div> <p>注 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦30センチメートル以上、横70センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦70センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。</p>	<p>○第1号様式 (改正理由) 改正条例第4条第1号を反映</p> <p>(施行日) 令和8年7月1日</p>

改 正 案

第3号様式(第5条関係)

成 人 コ ー ナ ー

、鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、 18歳未満の方の(購入、借受け、閲覧、視聴)をお断りいたします。

注1 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦25センチメートル以上、横10センチメートル以上とする。

2 括弧内の文字は、必要なもののみ記載すること。

現 行	備 考 (改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)
<p>第3号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">成 人 コ ー ナ ー</p> <p>鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、<u>6歳以上18歳未満</u>の方の(購入、借受け、閲覧、視聴)をお断りいたします。</p> </div> <p>注1 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦25センチメートル以上、横10センチメートル以上とする。</p> <p>2 括弧内の文字は、必要なもののみ記載すること。</p>	<p>○ 第 3 号 様 式 (改正理由) 改正条例第 4 条 第 1 号 を 反映</p> <p>(施行日) 令和 8 年 7 月 1 日</p>

改 正 案

第4号様式(第8条関係)

(表)

自動販売機等設置届出書	
鹿児島県知事	年 月 日
届出者 氏 名 住 所 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 電話番号	
次のとおり自動販売機等(自動販売機・自動貸出機)を設置したいので、鹿児島県青少年 保護育成条例第14条第1項の規定により届け出ます。	
図書等(玩具刃物等)自動販売貸付業者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の設置場所	
設置場所の提供者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
設置場所の所有者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名)
自動販売機等管理者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の機種及び製造番号	機種 製造番号
自動販売機等により販売し、又は貸し付けようとする物の種類	
販売(貸付け)開始予定月日	

添付書類

- 1 自動販売貸付業者の住民票の抄本(法人にあつては、その定款の写し及び登記事項証明書)
- 2 自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の所有者の設置承諾書

現

行

備考

(改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)

第4号様式(第8条関係)

(表)

自動販売機等設置届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
届出者 氏 名
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名〕
電話番号

次のとおり自動販売機等(自動販売機・自動貸出機)を設置したいので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第1項の規定により届け出ます。

図書等(がん具刃物等)自動販売貸付業者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の設置場所	
設置場所の提供者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
設置場所の所有者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名)
自動販売機等管理者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の機種及び製造番号	機種 製造番号
自動販売機等により販売し、又は貸し付けようとする物の種類	
販売(貸付け)開始予定月日	

添付書類

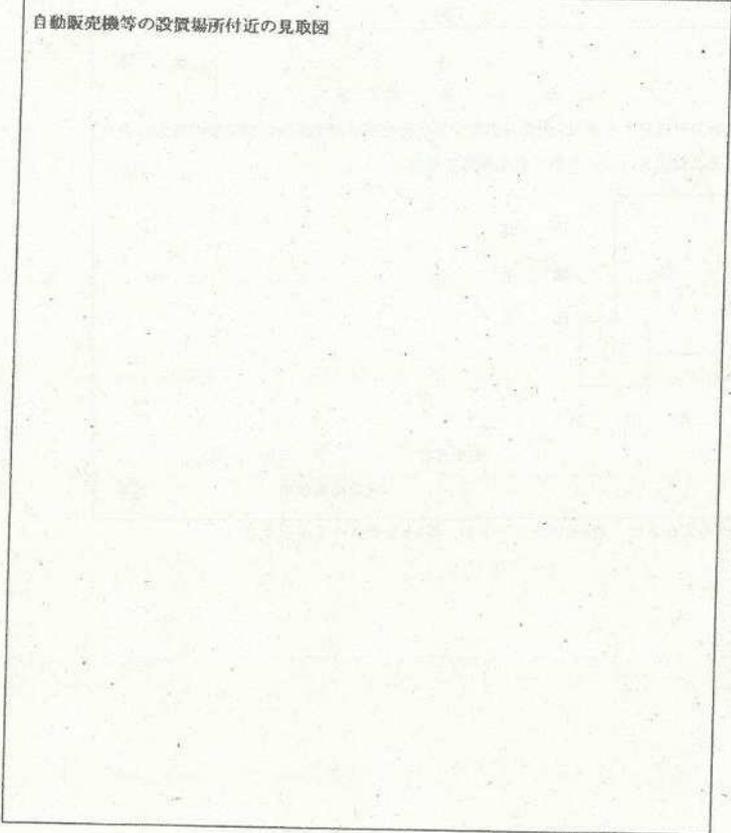
- 1 自動販売貸付業者の住民票の抄本(法人にあつては、その定款の写し及び登記事項証明書)
- 2 自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の所有者の設置承諾書

文言の整理
(施行日)
公布の日

改 正 案

(表)

自動販売機等の設置場所付近の見取図

現 行	備 考 (改正の理由, 留意事項, 規定ぶりの参考, 施行期日 等を必ず記載する。)
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>自動販売機等の設置場所付近の見取図</p>  </div>	<p>このページ改 正なし</p>

改 正 案

第8号様式(第11条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
この証明書を携帯する者は、鹿児島県青少年保護育成条例第26条の3第1項の規定により 立入調査又は質問を行うことができる職員である。	
写 真	所 属
	職 名
印	氏 名
年 月 日	生年月日 年 月 日
	鹿児島県知事 印

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

現

行

備考

(改正の理由、留意事項、
規定ぶりの参考、施行期日
等を必ず記載する。)

第8号様式(第11条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
この証明書を携帯する者は、鹿児島県青少年保護育成条例第26条の3第1項の規定により 立入調査又は質問を行うことができる職員である。	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
印	
年 月 日	生年月日 年 月 日
	鹿児島県知事 印

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

このページ改
正なし

改 正 案

(表)

鹿児島県青少年保護育成条例(抄)

(立入調査等)

第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

- (1) 興行者等の興行又は営業の場所
 - (2) 有客映画等を見せ、又は聞かせる場所
 - (3) 図書等取扱業者の営業の場所
 - (4) 玩具刃物等の販売を業とする者の営業の場所
 - (5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所
 - (6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所
 - (7) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の営業の場所
- 2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

現 行	備 考 (改正の理由、留意事項、規定ぶりの参考、施行期日等を必ず記載する。)
<p style="text-align: center;">(減)</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県青少年保護育成条例(抄)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。</p> <p>(1) 興行者等の興行又は営業の場所</p> <p>(2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所</p> <p>(3) 図書等取扱業者の営業の場所</p> <p>(4) がん具刃物等の販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所</p> <p>(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(7) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の営業の場所</p> <p>2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>文言の整理 (施行日) 公布の日</p>